

茨城県中央環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用について

令和6年4月1日

訓令第7号

(趣旨)

第1条 この訓令は、茨城県中央環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和6年茨城県中央環境衛生組合規則第 号)第2条の規定によりその例によることとされる茨城県職員(茨城県職員)の勤務時間、休暇等に関する規則(平成21年茨城県規則第4号。以下「勤務時間規則」という。)の規定に基づき、職員の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(休憩時間)

第2条 正午から午後1時までの間に窓口事務に従事する職員にあっては、勤務時間規則第5条第2項の規定にかかわらず、午後1時から午後2時までの間を休憩時間とする。ただし、業務の都合により同項に規定する時間に割り振ることのできない職員の休憩時間については、別に事務局長が定めることができる。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。